

中国上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が中国の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「中国上場有価証券等」といいます。）の売買等（※）を行うにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

中国上場有価証券等の売買等は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがある取引です。したがって、お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

※ 「中国上場有価証券等」には、中国の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

<手数料・その他費用の概要>

- 中国上場有価証券等の売買等にあたっては、当該中国上場有価証券等の購入対価のほかに、所定の売買（取引）手数料をいただきます。また、中国金融商品市場等における手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。詳しくは、下記「2. 手数料及びその他費用」の記載をご覧ください。
- 中国上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 中国上場有価証券等に関する口座開設費・管理料は頂戴いたしません。
- 中国上場有価証券等の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。為替レートの詳細につきましては、当社ウェブサイト上でご確認ください。
- 手数料等に係る消費税については、消費税の計算上、記載されている「税込」の値で計算した金額より端数分少なくなる場合があります。

<中国上場有価証券等のお取引に関するリスク>

[価格変動リスク]

- 中国上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、中国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[信用リスク]

- 中国上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場

合、中国上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[為替変動リスク]

- 中国上場有価証券等は、外国為替の変動により、外貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、円換算でのお受取金額が投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[カントリーリスク]

- 投資先の国の政治・経済・社会情勢の混乱等により株式等の価格や為替の変動が起こり、損失を被ることがあります。

[その他の留意点]

- 中国上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、中国上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。
- 新株予約権又は取得請求権等の権利が付された中国上場有価証券等については、外国証券取引口座約款の定めに関わらず、権利行使だけでなく、売却する場合があります。
- 中国上場有価証券等は、国内金融商品取引所に上場されている場合や国内で公募・売出しが行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりませんので、取引を行うにあたっては十分にご留意ください。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

1. 中国上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における中国上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 中国上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 中国上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 中国上場有価証券等の売出し

2. 手数料及びその他費用

お取引内容に応じ、下記を上限とした手数料をいただきます。手数料には消費税がかかります。

(1) 取引手数料

- 国内取引手数料として、約定金額に 0.25%（税込:0.275%）を乗じた額（最低手数料 45 香港ドル（税込:49.5 香港ドル）、上限手数料 450 香港ドル（税込:495 香港ドル））がかかります。なお、約定金額に 0.25%を乗じた金額の小数点第3位以下は切上げとします。また、単元未満株式の売却時に最低手数料の適用はありません。
- NISA 口座（非課税口座）での国内取引手数料は無料（0 円）です。

- 現地取引手数料は無料（0円）です。

(2) 振替手数料

- お客様口座の中国株を当社以外の口座管理機関へ移管（預け替え）する場合には、1 銘柄につき 3,000 円（税込3,300 円）の手数料がかかります。

(3) その他諸費用

- お取引にあたっては、外国株取引口座を開設していただく必要がありますが、口座開設費及び維持管理費はかかりません。
- 上記取引手数料のほかその他手数料、諸費用として、現地取引所手数料、CCASS（香港証券取引所の子会社である香港中央結算有限公司（HKSCC）の中央清算決済システム）決済費用、香港証券取引所への印紙税等がかかりますが、当社負担（無料）とします。
その他手数料、諸費用は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額又は計算方法等をあらかじめ記載することはできません。詳細については、ウェブサイト上に記載しておりますので、お取引にあたってはそちらをご確認ください。

○その他留意事項

- 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>）でご確認いただけます。

3. 当社の概要

商 号 等	マネックス証券株式会社		
	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号		
本店所在地	〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資 本 金	13,195,101,821 円※		
主 な 事 業	金融商品取引業		
設 立 年 月	1999 年 5 月		
連 絡 先	お客様ダイヤル	固定電話	0120-846-365（無料）
		携帯電話・一部 IP 電話	03-6737-1666（有料）
	ウェブサイト	ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問い合わせいただけます。	

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口：お客様ダイヤル

電話番号：固定電話 0120-846-365（無料）

：携帯電話・一部 IP 電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8 時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

○レバレッジ型、インバース型 E T F 及び E T N のお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の E T F 及び E T N（※）のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型の E T F 及び E T N の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の E T F 及び E T N は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型の E T F 及び E T N は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認ください。

※ 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し 1 日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「E T F」といいます。）及び指数連動証券（以下、「E T N」といいます。）が含まれ、E T F 及び E T N の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）1 を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス 1 倍以内のものを含みます。）を「インバース型」といいます。

以 上

（2025 年 9 月）
KTM_CHL10.0